

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年1月15日
【四半期会計期間】	第60期第3四半期（自 2023年9月1日 至 2023年11月30日）
【会社名】	J M A C S 株式会社
【英訳名】	JMACS Japan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植村 剛嗣
【本店の所在の場所】	兵庫県加東市森尾127番1
【電話番号】	0795 - 46 - 1697
【事務連絡者氏名】	専務取締役 植村 瑠美
【最寄りの連絡場所】	兵庫県加東市森尾127番1
【電話番号】	0795 - 46 - 1697
【事務連絡者氏名】	専務取締役 植村 瑠美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第59期 第3四半期 累計期間	第60期 第3四半期 累計期間	第59期
会計期間		自2022年 3月1日 至2022年 11月30日	自2023年 3月1日 至2023年 11月30日	自2022年 3月1日 至2023年 2月28日
売上高	(百万円)	3,859	3,928	5,061
経常利益	(百万円)	166	40	234
四半期(当期)純利益又は四半期純損失()	(百万円)	128	13	206
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	-	-	-
資本金	(百万円)	647	647	647
発行済株式総数	(千株)	4,691	4,691	4,691
純資産額	(百万円)	4,515	4,547	4,603
総資産額	(百万円)	8,131	9,078	8,056
1株当たり四半期(当期)純利益又は 1株当たり四半期純損失()	(円)	27.35	2.87	44.05
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	10.00
自己資本比率	(%)	55.5	50.1	57.1

回次	第59期 第3四半期 会計期間	第60期 第3四半期 会計期間
会計期間	自2022年 9月1日 至2022年 11月30日	自2023年 9月1日 至2023年 11月30日
1株当たり四半期純損失()(円)	3.36	13.72

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については関連会社がないため記載しておりません。
3. 第59期第3四半期累計期間及び第59期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第60期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復した一方世界経済においては金融引締めに伴う影響や、海外景気の減速が製造業の収益を下押し依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社といたしましては経営方針として“基本の徹底”を掲げ、お客様のニーズにあった製品の開発・販売に注力し、販路拡大に努めてまいりました。

この結果、当社の経営成績につきましては、当第3四半期累計期間の売上高は3,928,081千円（前年同四半期比1.8%増）、大阪営業所及び新社屋移設に伴う一時的な諸経費の発生により営業損失1,384千円（前年同四半期は125,067千円の営業利益）、経常利益40,507千円（前年同四半期比75.6%減）、固定資産除却損を63,146千円計上し、四半期純損失13,422千円（前年同四半期は128,166千円の四半期純利益）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

<電線事業>

電線事業につきましては、業界におけるケーブル欠品に伴う問い合わせが多く、交通信号線も動き出したことから順調に売り上げを伸ばすことができ、売上高3,787,355千円（前年同四半期比3.6%増）となりましたが、大阪営業所及び新社屋移設に伴う一時的な諸経費の発生により、セグメント利益65,022千円（前年同四半期比72.4%減）となりました。

<トータルソリューション事業>

トータルソリューション事業につきましては、スマートグラスの売上は好調でしたが、その他システムに関しては販売減少が続き、売上高140,726千円（前年同四半期比30.6%減）となり、セグメント損失66,406千円（前年同四半期はセグメント損失110,538千円）となりました。

(2) 財政状態の状況

（資産の部）

当第3四半期会計期間末の総資産残高は9,078,118千円となり、前事業年度末に比べ1,021,323千円増加いたしました。その主な要因は、現金及び預金の増加317,744千円、売上債権の増加198,457千円、商品及び製品の減少82,026千円、原材料及び貯蔵品の減少177,339千円、有形固定資産の増加621,612千円等によるものであります。

（負債の部）

当第3四半期会計期間末の負債残高は4,530,125千円となり、前事業年度末に比べ1,076,924千円増加いたしました。その主な要因は仕入債務の増加34,261千円、短期借入金の増加1,100,000千円、長期借入金の減少63,861千円等によるものであります。

（純資産の部）

当第3四半期会計期間末の純資産残高は4,547,993千円となり、前事業年度末に比べ55,601千円減少いたしました。その主な要因は四半期純損失13,422千円の計上、剰余金の配当46,859千円等によるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、10,480千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

除却

事業所名(所在地)	セグメント名称	設備の内容	前期末帳簿価額 (千円)	完了年月
大阪営業所 (大阪市淀川区)	電線事業 トータルソリューション 事業	営業所	11,858	2023年9月
東京営業所 (東京都千代田区)	電線事業 トータルソリューション 事業	営業所	7,029	2023年9月

前事業年度末において計画中であった主要な設備の新設のうち、当第3四半期累計期間に完了したものは次のとおりであります。

事業所名(所在地)	セグメント名称	設備の内容	投資金額 (千円)	調達方法	完成年月
新工場棟及び本社棟 (兵庫県加東市)	電線事業	建物等	1,086,443	自己資金及び借入金	2023年10月

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年1月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,691,555	4,691,555	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数 100株
計	4,691,555	4,691,555	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年9月1日～ 2023年11月30日	-	4,691,555	-	647,785	-	637,785

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 14,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,672,100	46,721	-
単元未満株式	普通株式 4,655	-	-
発行済株式総数	4,691,555	-	-
総株主の議決権	-	46,721	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が71株含まれております。

【自己株式等】

2023年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
JMACS株式会社	兵庫県加東市森尾127番地1号	14,800	-	14,800	0.32
計	-	14,800	-	14,800	0.32

(注) 当第3四半期会計期間末現在の所有株式数は14,873株であります。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
常務取締役 電線事業部長	松本 知久	2023年9月30日
取締役	浦井 清一	2023年9月30日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率16.7%)

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2023年9月1日から2023年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年3月1日から2023年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人やまぶきによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第59期事業年度	監査法人和宏事務所
第60期第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間	監査法人やまぶき

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当第3四半期会計期間 (2023年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	526,590	844,334
受取手形、売掛金及び契約資産	1,589,421	1,690,326
電子記録債権	455,131	552,683
商品及び製品	447,140	365,114
仕掛品	266,051	274,995
原材料及び貯蔵品	588,577	411,237
その他	45,174	136,295
貸倒引当金	2,484	1,163
流動資産合計	3,915,603	4,273,824
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,505,431	2,277,182
土地	414,770	414,770
その他(純額)	428,509	278,370
有形固定資産合計	2,348,711	2,970,323
無形固定資産	13,673	33,288
投資その他の資産		
投資不動産(純額)	1,576,408	1,575,159
その他	202,398	225,522
投資その他の資産合計	1,778,807	1,800,681
固定資産合計	4,141,191	4,804,293
資産合計	8,056,795	9,078,118
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	270,551	400,808
電子記録債務	688,986	592,990
短期借入金	700,000	1,800,000
1年内返済予定の長期借入金	85,148	85,148
賞与引当金	22,330	45,700
その他	175,712	123,673
流動負債合計	1,942,728	3,048,320
固定負債		
長期借入金	1,242,833	1,178,972
退職給付引当金	79,472	71,392
役員退職慰労引当金	146,816	146,816
資産除去債務	10,368	-
その他	30,981	84,623
固定負債合計	1,510,471	1,481,805
負債合計	3,453,200	4,530,125
純資産の部		
株主資本		
資本金	647,785	647,785
資本剰余金	644,838	644,838
利益剰余金	3,240,475	3,180,192
自己株式	2,659	2,660
株主資本合計	4,530,439	4,470,155
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	73,155	77,837
評価・換算差額等合計	73,155	77,837
純資産合計	4,603,594	4,547,993
負債純資産合計	8,056,795	9,078,118

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)
売上高	3,859,237	3,928,081
売上原価	3,026,020	3,140,988
売上総利益	833,216	787,093
販売費及び一般管理費	708,149	788,478
営業利益又は営業損失()	125,067	1,384
営業外収益		
受取賃貸料	50,562	50,653
その他	12,123	12,348
営業外収益合計	62,685	63,001
営業外費用		
支払利息	14,495	12,666
賃貸収入原価	7,098	6,946
その他	-	1,496
営業外費用合計	21,594	21,109
経常利益	166,158	40,507
特別損失		
固定資産除却損	35,617	63,146
特別損失合計	35,617	63,146
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	130,540	22,639
法人税、住民税及び事業税	12,881	3,464
法人税等調整額	10,507	12,680
法人税等合計	2,374	9,216
四半期純利益又は四半期純損失()	128,166	13,422

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。) を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。) は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)
減価償却費	121,658千円	100,579千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年5月27日 定時株主総会	普通株式	46,859	10	2022年2月28日	2022年5月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年5月26日 定時株主総会	普通株式	46,859	10	2023年2月28日	2023年5月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報 (単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益計算書計上額(注)
	電線事業	トータルソリューション事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,656,545	202,692	3,859,237	-	3,859,237
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	3,656,545	202,692	3,859,237	-	3,859,237
セグメント利益又は損失()	235,605	110,538	125,067	-	125,067

(注) セグメント利益又は損失の合計は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

当第3四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報 (単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益計算書計上額(注)
	電線事業	トータルソリューション事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,787,355	140,726	3,928,081	-	3,928,081
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	3,787,355	140,726	3,928,081	-	3,928,081
セグメント利益又は損失()	65,022	66,406	1,384	-	1,384

(注) セグメント利益又は損失の合計は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第3四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		
	電線事業	トータルソリューション事業	計
防災用ケーブル	629,691	-	629,691
通信用ケーブル等	507,888	-	507,888
計装・制御用ケーブル等	2,115,532	-	2,115,532
高機能産業製品等	-	202,692	202,692
その他	403,433	-	403,433
顧客との契約から生じる収益	3,656,545	202,692	3,859,237
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	3,656,545	202,692	3,859,237

当第3四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		
	電線事業	トータルソリューション事業	計
防災用ケーブル	706,894	-	706,894
通信用ケーブル等	582,341	-	582,341
計装・制御用ケーブル等	2,105,132	-	2,105,132
高機能産業製品等	-	140,726	140,726
その他	392,987	-	392,987
顧客との契約から生じる収益	3,787,355	140,726	3,928,081
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	3,787,355	140,726	3,928,081

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自 2022年 3 月 1 日 至 2022年11月30日)	当第 3 四半期累計期間 (自 2023年 3 月 1 日 至 2023年11月30日)
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 ()	27円35銭	2 円87銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失 () (千円)	128,166	13,422
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は 普通株式に係る四半期純損失 () (千円)	128,166	13,422
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,685,984	4,682,517

- (注) 1. 前第 3 四半期累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
2. 当第 3 四半期累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年1月15日

JMACS株式会社

取締役会 御中

監査法人やまぶき
大阪事務所

指定社員 公認会計士 平野 泰久
業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤木 真喜
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているJMACS株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第60期事業年度の第3四半期会計期間(2023年9月1日から2023年11月30日まで)及び第3四半期累計期間(2023年3月1日から2023年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、JMACS株式会社の2023年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年2月28日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る訂正後の四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該訂正後の四半期財務諸表に対して2023年5月2日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2023年5月26日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。